平成２２年（フ）第３５８２号
札幌市清田区清田６条１丁目５番16号
債務者　近藤　富幸
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
長野県佐久市下越230番地10
債務者　丸山とも子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室賀　俊樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１４９６号
大阪府高石市綾園３丁目13番１―613号
債務者　植田　辰己
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６５７号
堺市東区白鷺町３丁17番15―201号
債務者　植田　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
大分市大在北１丁目５番15号
債務者　小野　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９５３号
横浜市港南区芹が谷３丁目34番５―203号
債務者　永田　康介
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６号
愛知県豊川市大木町鑓水156番地１
債務者　美崎　明生
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４１号
北海道登別市中央町１丁目17番地９、前住所
北海道登別市桜木町１丁目２番地３
債務者　伊藤　政人
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
北海道登別市中央町１丁目17番地９、前住所
北海道登別市桜木町１丁目２番地３
債務者　伊藤　裕美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
北海道室蘭市宮の森町２丁目10番８号
債務者　齊藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
北海道室蘭市日の出町２丁目11番４号
債務者　椎久　靖弘
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
北海道室蘭市中央町２丁目８番24号
債務者　福澤　一弘
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
北海道室蘭市中央町２丁目８番24号
債務者　福澤眞由美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
北海道室蘭市輪西町１丁目１番11―303号
債務者　小川　　一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
北海道登別市鷲別町３丁目10番地１　鉄原Ａ１０６号室、前住所北海道登別市美園町３丁目43番地１　ドリームスコーポ104
債務者　有井　一浩
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
北海道網走市南10条東４丁目121番地の10
吉田アパート２Ｆ
債務者　山内　啓三
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
山形県酒田市松原南４番地の11
債務者　工藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
山形地方裁判所酒田支部